

掲示物不当撤去静岡地労委勝利！

会社による職場組合活動への介入を許さずさらに闘いを展開する声明

9月9日、静岡県労働委員会はJ R東海労本部、J R東海労静岡地方本部が、会社による組合掲示物の撤去を不当労働行為であるとして救済申し立てを行っていた静労委平成25年（不）第1号事件について、不当労働行為であると確認した。そして、会社は今後このような行為を繰り返さないことを明記した文書を本部と地本に速やかに手交しなければならない、との命令を交付し我々は組合側の完全勝利を確認した。

この事件は、平成25年2月10日に静岡地本が発行した地本情報No. 15「早着は重大な事故なのか？再教育時間はボーナスカット理由になるのか！？」を各分会が職場掲示板に掲出したところ、現場管理者が12日から翌日にかけて具体的な理由をあきらかにせず「協約違反だ」として撤去したことに對し、「会社は掲示物の撤去など組合活動に支配介入してはならない」「会社は謝罪文を掲示し社内報に掲載すること」について平成25年6月11日に救済申し立てを行ったものである。

命令主文1は、「掲示物を撤去したことは不当労働行為に該当する」というものであり、主文2では「被申立人は申立人らに對し、下記内容の文書を速やかに手交しなければならない」というもので、その文書は「労働委員会で不当労働行為と確認された」「今後、このような行為を繰り返さない」ことが明記されたものである。会社は、速やかに命令を履行すべきである！

今回の命令は、ボーナスカットが、60歳以降の雇用にも関わる攻撃であり、そのために業務中のあらゆる事象をカット理由に結びつけ恣意的に実行するという会社の姿勢を地本情報で明らかにし、労働組合の職場活動の「宝」ともいえる組合情報掲示物を一方的に撤去することは許せないことだとして、この間、カット攻撃に果敢に反撃を展開してきた関西地本の仲間たちの闘いに連帯した闘いが、労働組合として正当な活動であったことの証となるものである。

この勝利はいうまでもなく、会社の理不尽な労務政策に對して、現場管理者の横暴に勇気をもって立ち向かい、職場集会から議論を積み重ね、諸先輩の闘いの基礎の上に労働委員会へ申し立て、大阪府労働委員会での仲間たちの闘いに学び、地本組合員各々が任務を分担して自前の地労委闘争を創り出し、決して諦めることなく実践してきたことが結実したものであり、本部、地本と共に闘ってきた仲間、支援をいただいた他労組も含めた多くの仲間たちの完全勝利である。

リニア中央新幹線着工へと猛進するJ R東海会社内にあつて、コスト削減の名のもとに労務政策はさらに現場社員の人権と労働環境を蝕んでいる。会社の不当労働行為を断罪した今回の地労委命令は、働きやすい職場を創ろうと奮闘しているすべての仲間たちに自信と勇気を与えるものである。

私たちは、今後も組合掲示物の不当撤去行為や職場組合活動への介入を許さず、この勝利を基礎にしてさらなる闘いを展開するために、全職場から仲間と共に奮闘していく。

2014年 9月18日

J R東海労働組合中央本部

J R東海労働組合静岡地方本部